医療要否意見書の別紙を利用する際の留意事項

生活保護法に基づく医療扶助に係る医療要否意見書の作成にあたり、別紙を利用して提出される場合は、下記の点にご留意いただきますようお願いします。

記

1. 別紙の利用方法

（１）豊中市ホームページから、該当する医療要否意見書別紙のファイルをダウンロードし、必要事項を入力してください。

（２）医療機関による記載・押印等はすべて別紙に行ってください。

※患者氏名等も別紙に記載してください。

（３）下図の通り、本紙を別紙の上にした状態で重ねてホチキス等で綴じ、割印を押印の上、提出してください。

院長印、担当医師印、病院印のいずれかで割印を押印してください。

本紙を別紙の上に重ねてホチキス等で綴じてください。

本紙

「別紙参照」と記載

別紙

印

２．留意事項

（１）生活保護法による「医療扶助運営要領」において医療要否意見書の様式が定められておりますので、別紙様式の項目を削除・改変することはできません。ただし、記載内容に合わせて枠の大きさ等を適宜拡大・縮小することは可能です。

（２）精神疾患入院要否意見書の別紙については、Ａ３サイズで印刷してください。

（３）別紙のみを医療要否意見書として受理することはできません。必ず本紙と重ねての提出をお願いします。

（４）豊中市以外の福祉事務所が発行する医療要否意見書については、本市の別紙は利用できません。発行元の福祉事務所へお問い合わせください。